

# 藍住町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月  
(平成 26 年 4 月改定)

藍 住 町

## 藍住町耐震改修促進計画

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条に基づき作成するもので、藍住町内の建築物の耐震化率の向上を目的とするものです。

### 目 次

|                                                  |           |
|--------------------------------------------------|-----------|
| <b>第 1 章 計画の基本方針</b>                             | <b>1</b>  |
| 1-1. 計画の改定における背景                                 | 1         |
| 1-2. 計画の目的                                       | 2         |
| 1-3. 計画の期間                                       | 4         |
| 1-4. 計画の位置付け                                     | 4         |
| <b>第 2 章 想定される地震の規模と被害の状況</b>                    | <b>7</b>  |
| 2-1. 南海トラフの地震                                    | 7         |
| 2-2. 南海トラフ巨大地震                                   | 8         |
| <b>第 3 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b>             | <b>11</b> |
| 3-1. 住宅における耐震化率の現状と目標                            | 11        |
| 3-2. 特定建築物における耐震化率の現状と目標                         | 12        |
| 3-3. 防災上重要な町有施設における耐震化率の現状と目標                    | 14        |
| <b>第 4 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項</b>     | <b>15</b> |
| 4-1. 耐震診断・耐震改修に関わる基本方針                           | 15        |
| 4-2. 藍住町が行う施策                                    | 15        |
| 4-3. 計画的な耐震改修等の実施                                | 16        |
| 4-4. 支援制度の活用                                     | 19        |
| 4-5. 耐震化に関する総合的な安全対策                             | 21        |
| 4-6. 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項                         | 23        |
| <b>第 5 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項</b> | <b>24</b> |
| 5-1. 相談窓口の整備                                     | 24        |
| 5-2. 住民への情報提供                                    | 25        |
| 5-3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導                           | 26        |
| 5-4. 地震・津波ハザードマップの作成・公表                          | 27        |
| 5-5. 自主防災組織、自治会等との連携に関する事項                       | 27        |
| <b>第 6 章 建築基準法による勧告または命令等についての事項</b>             | <b>28</b> |
| 6-1. 徳島県による特定建築物の所有者・管理者への指導等の実施                 | 28        |
| <b>第 7 章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項</b>       | <b>29</b> |
| 7-1. 関係団体による協議会の設置、協議会の事業の概要                     | 29        |
| 7-2. 地震保険への加入促進                                  | 30        |

## 第1章 計画の基本方針

### 1-1. 計画の改定における背景

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、約26万棟の家屋が全半壊し、6,400余名の貴重な命が失われました。このうち約4,800名は、建築物の倒壊等により亡くなっており、倒壊した建築物の多くは、昭和56年以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の建築物です。このことから、地震による人的被害を減少させるためには、建築物を壊れないようにする「耐震化」が非常に重要であると言えます。同年12月25日には、こうした被害状況を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）」が施行され、以後、建築物の耐震化がより積極的に図られるようになりました。

近年では、東日本大震災、新潟県中越沖地震、福岡県西方沖地震などの大規模地震が頻発しており、特に平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、津波によって数多くの尊い人命を一瞬にして奪い去った大災害として記憶に新しいところです。

本町においても、太平洋沖合の南海トラフ沿いで発生する「南海トラフ巨大地震」による被害が想定されており、住宅や公共建築物の耐震性を高め、住民の命や災害対策拠点を守ることが喫緊の課題となっています。

そのため本町では、平成20年3月に策定した藍住町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という）の内容を見直し、さらなる耐震化の促進を図ってまいります。

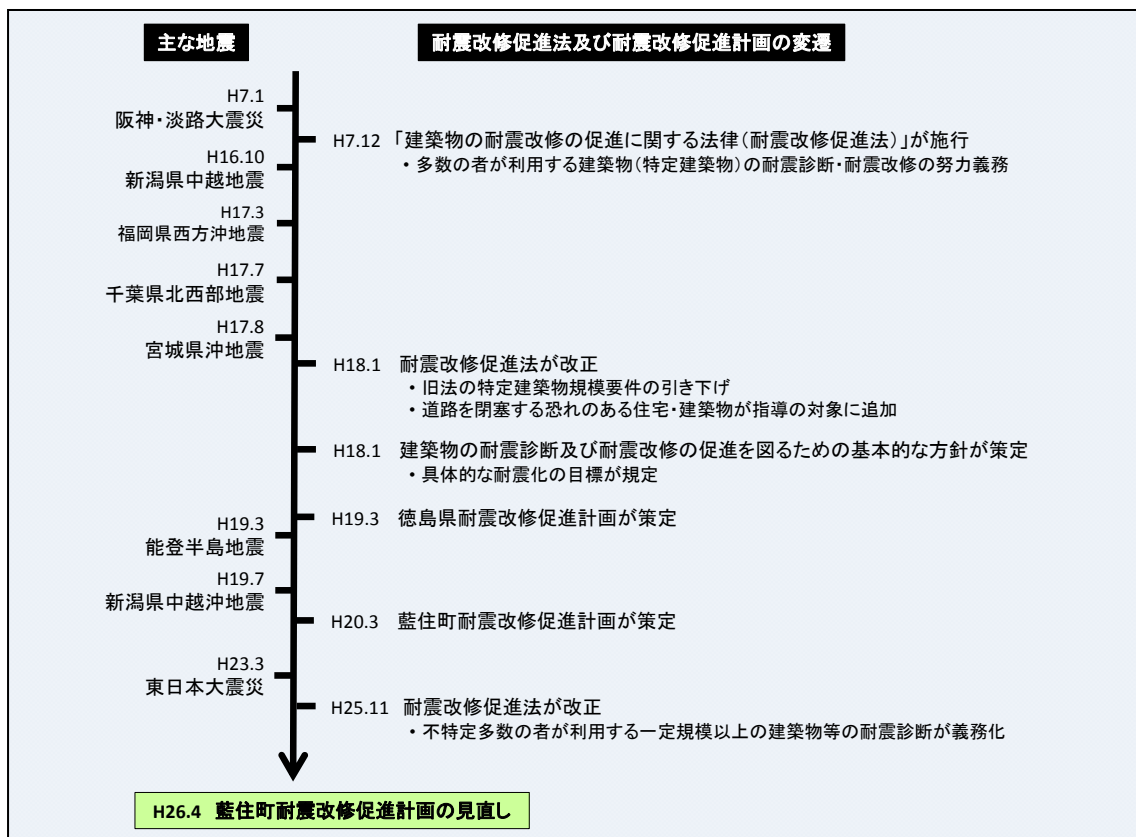


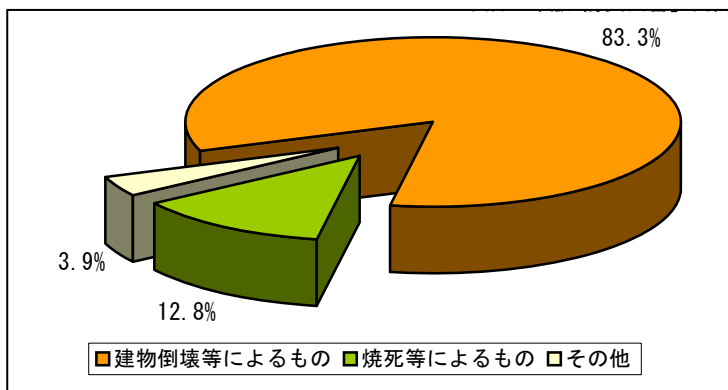
図1-1 耐震改修促進法及び耐震改修促進計画の変遷

## 1-2. 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化率を向上し、地震時における人的・建築物被害を以下の3点から軽減することを目的としたものです。

### 1) 建築物の倒壊による犠牲者・財産の損失の減少

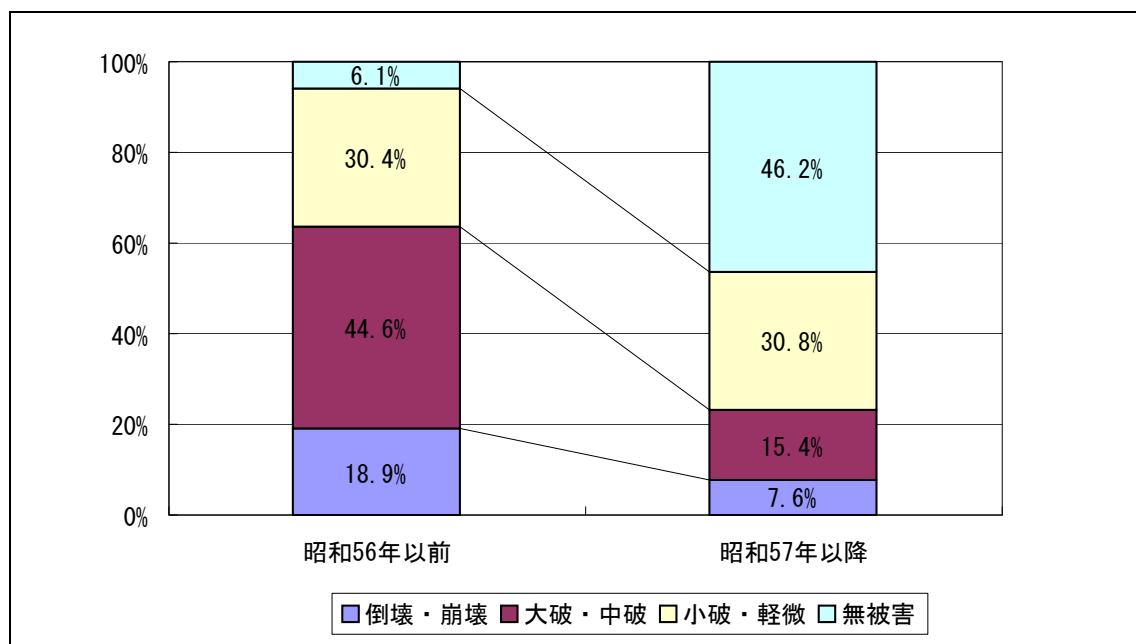
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲者を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる旧耐震基準<sup>注1)</sup>の建築物の倒壊による圧死です。建築物の耐震性の向上は、人命を確保するうえで非常に重要な対策となります。



「平成18年版 防災白書」内閣府編より

図1-2 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因

また、建築物の耐震化は財産を守る上でも重要です。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準の住宅における中破以上の被害は63.5%にのぼり、これらの住宅については被災後の使用が難しいものとなりました。先行投資によって、建築物の損失を最小限に留めることが重要です。



「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より

図1-3 建築年別の住宅の被害状況

## 2) 人材・物資の輸送や避難に重要な道路の確保

地震の際には、救助・救急・消火活動等を迅速に行うことや、被災者に救援物資を供給することが急務となります。しかし、沿道の建築物が倒壊し、道路が閉塞した場合、避難や人材・物資の輸送に支障が生じることになります。沿道の建築物の耐震性を向上し、上述の活動が迅速に行われるようにすることは、住民の命と財産を守るとともに、地域の復旧・復興作業において非常に重要となります。

## 3) 地震時に重要な機能を担う建築物の確保

地震時には、災害対策拠点となる建築物を中心に、災害応急活動が行われます。そのため、災害対策拠点が健全に機能するよう、耐震性を向上しておく必要があります。具体的には、①指揮・情報伝達施設、②医療救護施設、③避難所指定施設、④災害時要援護者が利用する施設、⑤災害応急対策活動を支援する施設、⑥多数の町民が利用する施設が挙げられます。

### 注1) 耐震基準について

木造住宅を建てる際の耐震基準は、建築基準法において規定されています。耐震基準が大きく変わったのは、1978年の宮城県沖地震の後の1981年（昭和56年）の改正であり、この改正により、耐震性能を確保するために必要とされる耐力壁の量が大幅に増加しました。

この結果、この改正の前後では、建てられた住宅の耐震性能に大きな差があることから、本計画では、昭和56年以前の耐震性能を旧耐震基準、昭和57年以降の耐震性能を新耐震基準と呼び、区別しています。

また、本計画では、旧耐震基準の建築物における耐震性能の向上を主な目的としています。

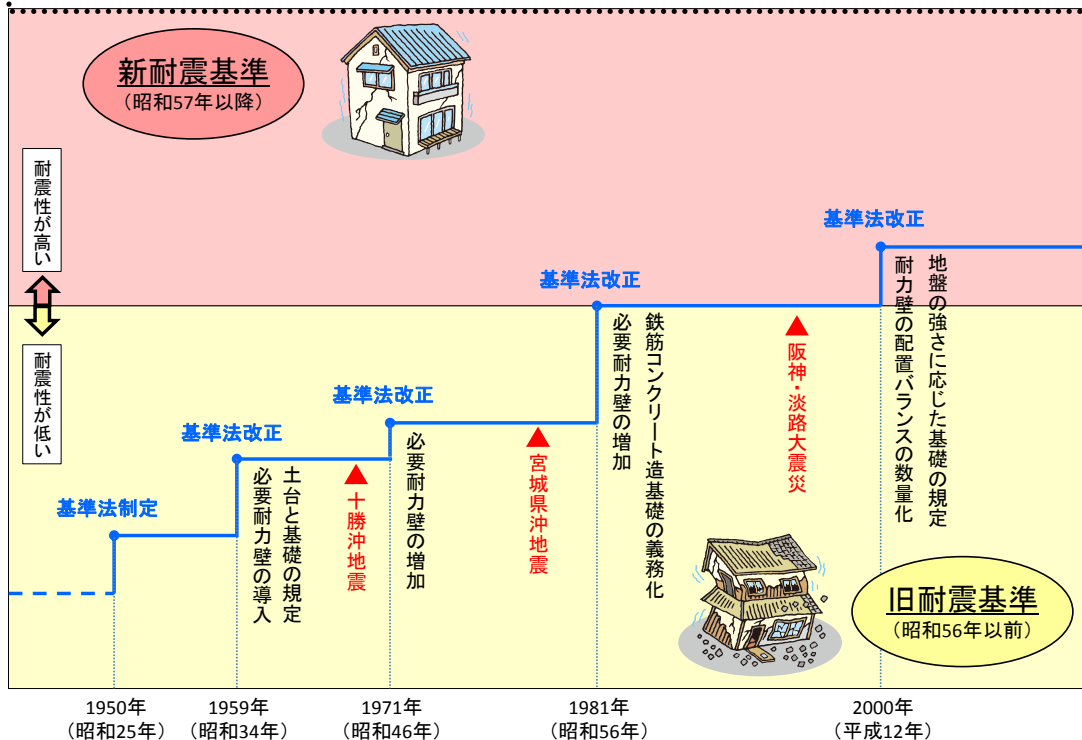


図 1-4 建築基準法と住宅の耐震性能の関係

### 1-3. 計画の期間

本町では、5年ごとに耐震化の進捗状況の把握と目標値の更新を実施するものとし、必要に応じて本計画を見直すものとします。

### 1-4. 計画の位置付け

本計画は下図に示すとおり、耐震改修促進法の改正を受けて改定するものであり、防災基本計画による藍住町地域防災計画や、上位計画となる徳島県耐震改修促進計画、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画などと連携するものとして位置付けられます。

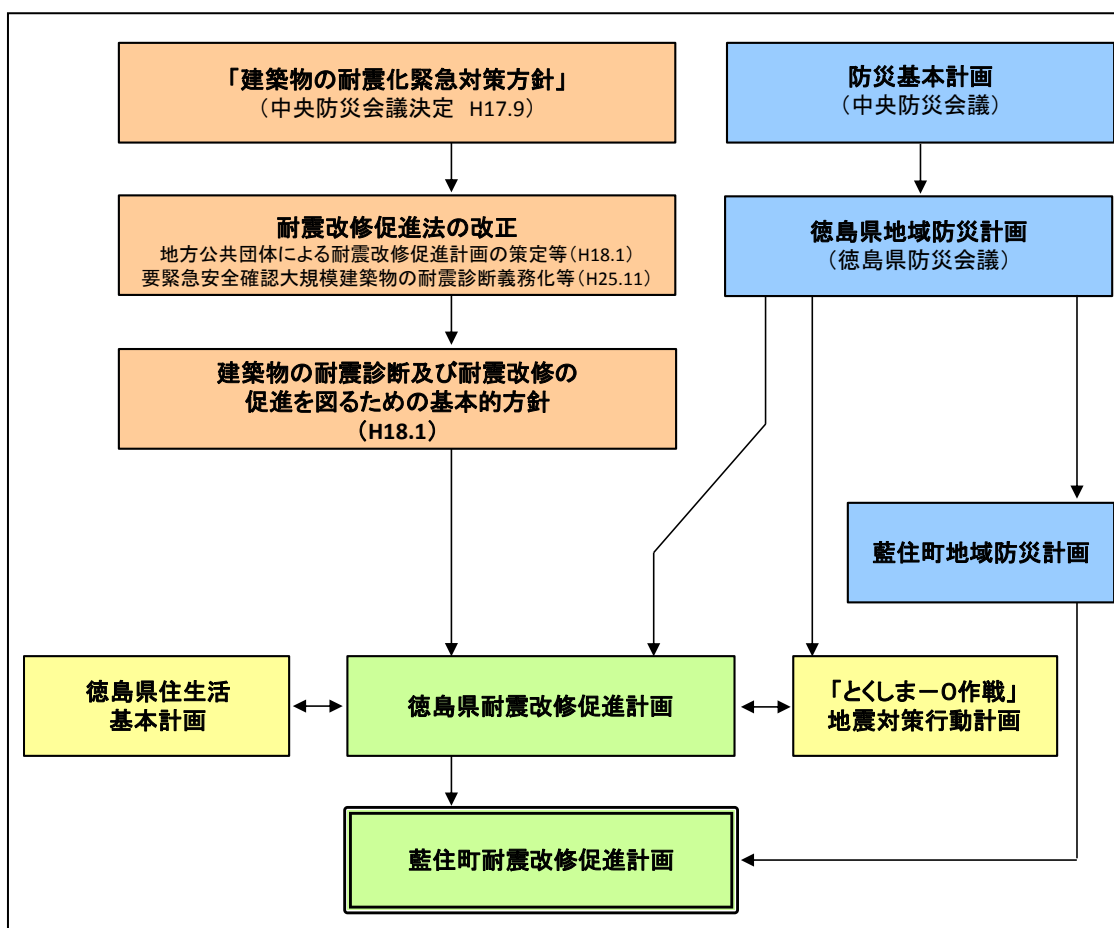


図 1-5 本計画の位置付け

なお、図示した以外にも、災害対策基本法をはじめとする次の関係法律によって災害対策が推進されています。

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
2. 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）
3. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）
4. 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
6. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）
8. 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）
9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）

【災害予防関係】

1. 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）
3. 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
4. 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
5. 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
6. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
7. 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
8. 特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）
9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
10. 活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）
11. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）
12. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）
13. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
14. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
15. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）
16. 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）
17. 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）

【災害応急対策関係】

1. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
2. 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
3. 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

【災害復旧・復興，財政金融措置関係】

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
2. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）
3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）

4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
5. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
6. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
7. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
8. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）
9. 空港整備法（昭和31年法律第80号）
10. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
11. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）
12. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
13. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
14. 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）
15. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）
16. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）
17. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）
18. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）
19. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）
20. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）
21. 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）
22. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）
23. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

**【組織関係】**

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
5. 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）



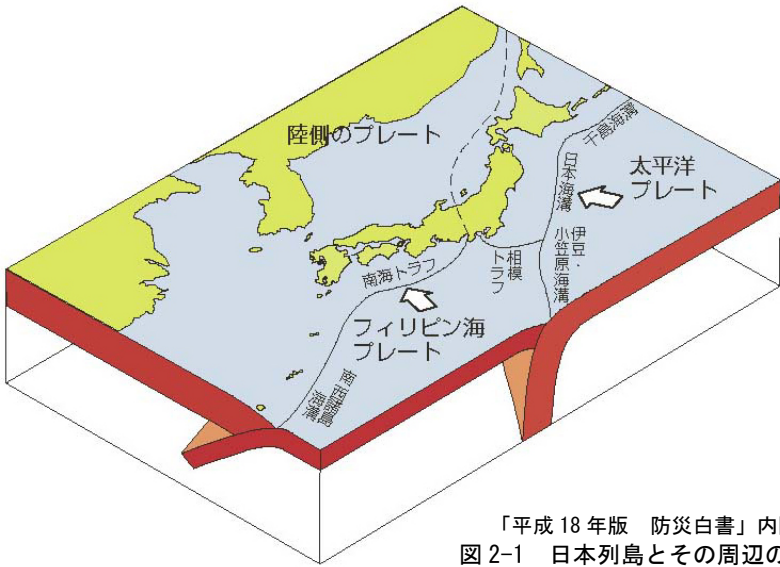
## 第2章 想定される地震の規模と被害の状況

### 2-1. 南海トラフの地震

本町では、南海トラフ沿いで100～150年間隔で発生している『南海トラフの地震』による被害が想定されます。

#### イ. 地震の概要

『南海トラフの地震』とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100年～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生しています。近年においては昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。



「平成18年版 防災白書」内閣府編より  
図2-1 日本列島とその周辺のプレート

#### ロ. 地震の規模と発生確率

『南海トラフの地震』における地震の規模と発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

表2-1 南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）  
（平成26年1月時点）

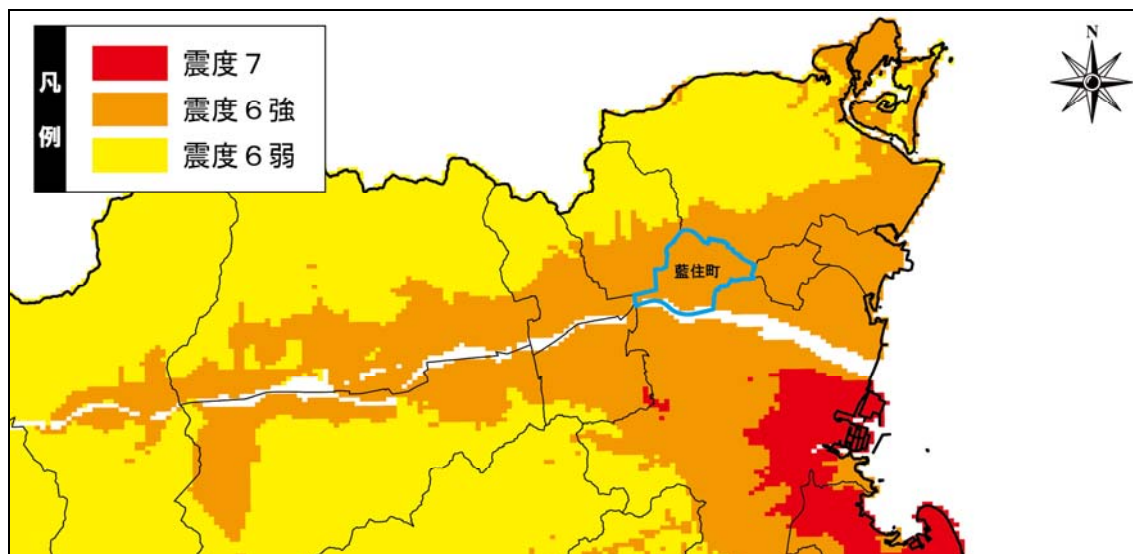
| 領域又は地震名  | 予想される地震規模<br>（マグニチュード） | 地震発生確率 |
|----------|------------------------|--------|
|          |                        | 30年以内  |
| 南海トラフの地震 | M8～M9クラス               | 70%程度  |

## 2-2. 南海トラフ巨大地震

本町では、『南海トラフの地震』のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を条件とする『南海トラフ巨大地震』による被害が想定されます。

### イ. 震度分布

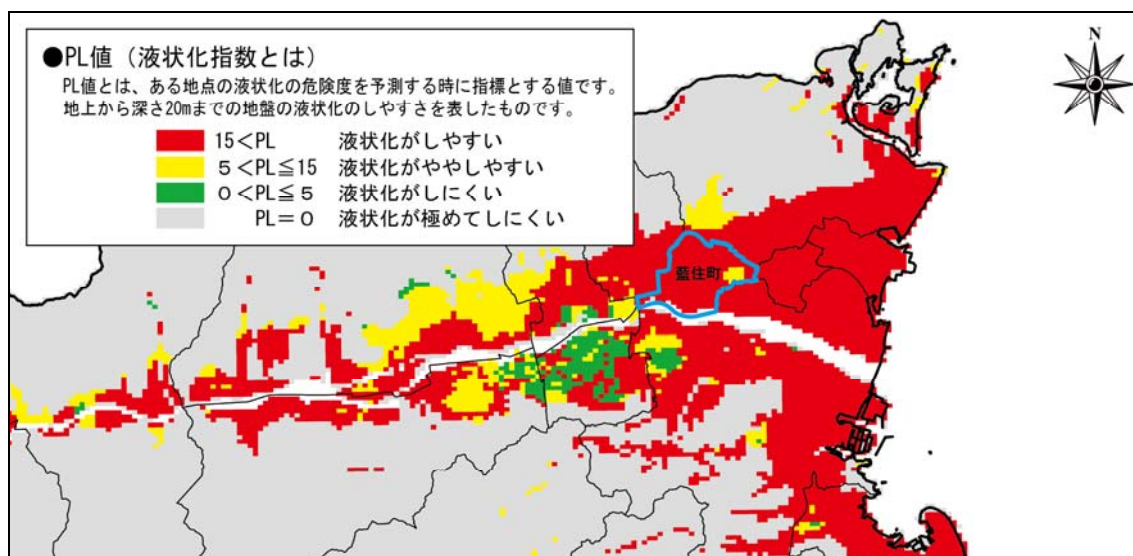
南海トラフ巨大地震では、町内の震度は全域で震度6強と予測されています。



徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）より  
図2-2 南海トラフ巨大地震による震度分布

### ロ. 液状化危険度分布

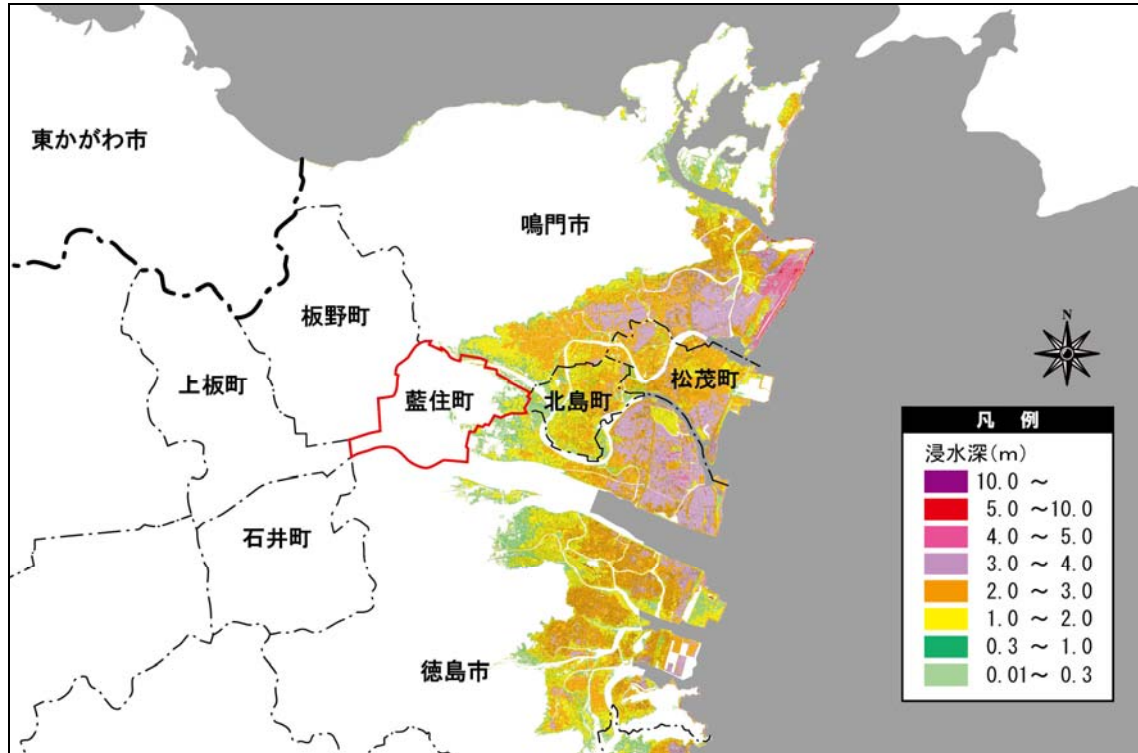
南海トラフ巨大地震では、町内のほぼ全域で液状化がしやすいと予測されています。



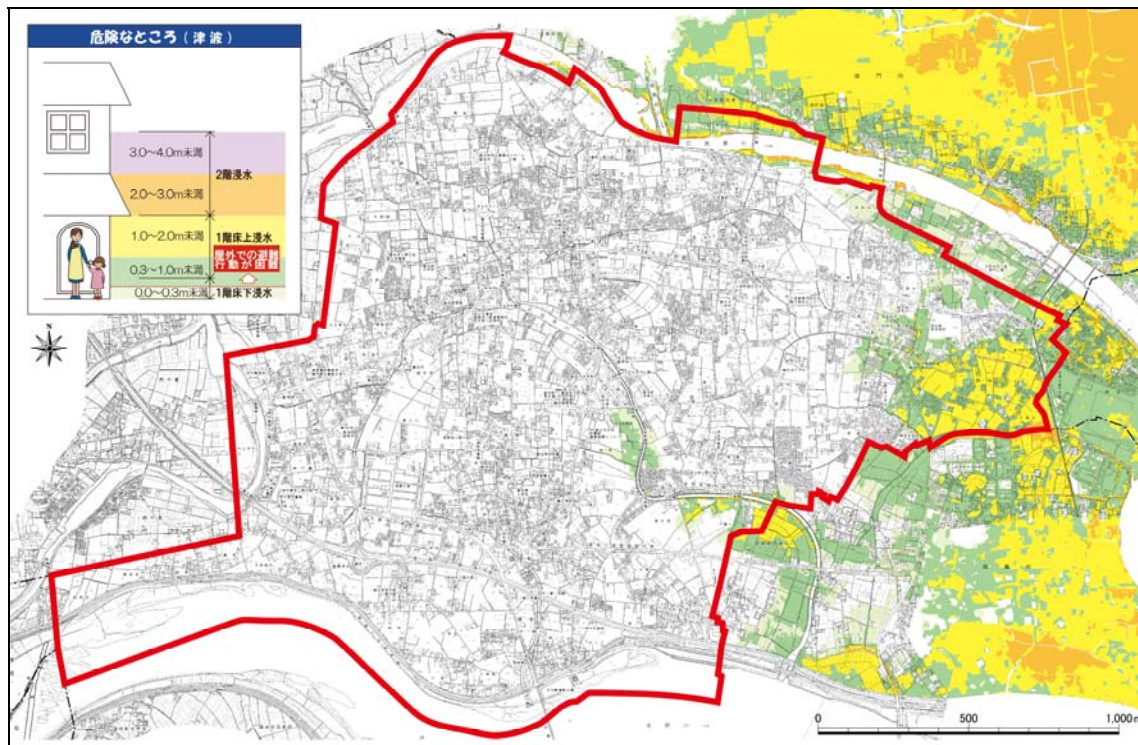
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）より  
図2-3 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布

## ハ. 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震では、町内の東域において一部津波浸水が予測され、浸水深は最大で1.0～2.0m未満と想定されています。



徳島県津波浸水想定より  
図2-4 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定（広域版）



徳島県津波浸水想定より  
図2-5 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定（詳細版）



## 二. 人的被害

南海トラフ巨大地震では、多くの人が住宅の中にいる冬深夜に発生した場合に人的被害が最大となり、死者は140人、負傷者は580人（うち重傷者は120人）となります。また、人的被害を受ける720人のうち、650人が揺れを要因とした被害となります。

表2-2 藍住町における人的被害の予測結果（南海トラフ巨大地震）

単位（人）

| 季節<br>時刻 | 要因  | 揺れ  | 急傾斜地 | 津波 | 火災 | ブロック塀・<br>自動販売機<br>の転倒、<br>屋外落下物 | 合計  |
|----------|-----|-----|------|----|----|----------------------------------|-----|
| 冬<br>深夜  | 死者  | 80  | —    | 50 | ※  | 0                                | 140 |
|          | 負傷者 | 570 | —    | 0  | 10 | 0                                | 580 |
|          | 重傷者 | 120 | —    | 0  | ※  | 0                                | 120 |
|          | 小計  | 650 | —    | 50 | 10 | 0                                | 720 |
| 夏<br>12時 | 死者  | 40  | —    | 40 | 10 | ※                                | 90  |
|          | 負傷者 | 400 | —    | 0  | 20 | 20                               | 440 |
|          | 重傷者 | 70  | —    | 0  | ※  | ※                                | 90  |
|          | 小計  | 440 | —    | 40 | 30 | 20                               | 530 |
| 冬<br>18時 | 死者  | 60  | —    | 40 | 20 | ※                                | 120 |
|          | 負傷者 | 400 | —    | 0  | 40 | 40                               | 470 |
|          | 重傷者 | 80  | —    | 0  | 10 | 10                               | 100 |
|          | 小計  | 460 | —    | 40 | 60 | 50                               | 590 |

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）より

1) ※は若干数を表す

2) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

## ホ. 建築物被害

南海トラフ巨大地震では、「揺れ」「液状化」「急傾斜地」「津波」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数であることから、「火災」による被害が最も大きくなる冬18時に発生した場合に、最大で合計5,900棟の被害が出ます。その内訳は、揺れによる被害が3,400棟で最も大きく、次いで液状化による被害が940棟、津波による被害が820棟、火災による被害が660棟の順に想定されています。

表2-3 藍住町における建築物被害の予測結果（南海トラフ巨大地震）

単位（棟）

| 要因<br>時期 | 被害状況  | 揺れ    | 液状化 | 急傾斜地 | 津波  | 火災  | 合計    |
|----------|-------|-------|-----|------|-----|-----|-------|
| 冬<br>深夜  | 全壊・焼失 | 1,300 | 30  | —    | 100 | 180 | 1,600 |
|          | 半壊    | 2,100 | 910 | —    | 720 | —   | 3,800 |
|          | 小計    | 3,400 | 940 | —    | 820 | 180 | 5,400 |
| 夏<br>12時 | 全壊・焼失 | 1,300 | 30  | —    | 100 | 460 | 1,900 |
|          | 半壊    | 2,100 | 910 | —    | 720 | —   | 3,800 |
|          | 小計    | 3,400 | 940 | —    | 820 | 460 | 5,700 |
| 冬<br>18時 | 全壊・焼失 | 1,300 | 30  | —    | 100 | 660 | 2,100 |
|          | 半壊    | 2,100 | 910 | —    | 720 | —   | 3,800 |
|          | 小計    | 3,400 | 940 | —    | 820 | 660 | 5,900 |

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）より

1) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 3-1. 住宅における耐震化率の現状と目標

#### ■現状

町内に現存する住宅は、全部で11,434棟であり、そのうち、木造住宅は8,987棟（全住宅の78.6%）、非木造住宅は2,447棟（全住宅の21.4%）です。

これらの住宅において、耐震性能があるとされる住宅<sup>注2)</sup>は、木造住宅で6,491棟（木造住宅の全体の72.2%）、非木造住宅で2,219棟（非木造住宅の全体の90.7%）となります。

すなわち本町における住宅の耐震化率は、76.2%であり、残りの23.8%の住宅は、耐震性がないということになります。

表3-1 住宅における耐震化の現状と目標  
単位（棟）  
（平成25年10月時点）

| 区分  | 昭和57年<br>(1982年)<br>以降の住宅① | 昭和56年(1981年)<br>以前の住宅② | 住宅数④<br>(①+②) | 耐震性有<br>住宅数⑤<br>(①+③) | 現状の<br>耐震化率<br>(%)<br>(平成25年度)<br>(⑤/④) |
|-----|----------------------------|------------------------|---------------|-----------------------|-----------------------------------------|
|     |                            | うち耐震性なし<br>うち耐震性あり③    |               |                       |                                         |
| 木造  | 6,034                      | 2,953                  | 8,987         | 6,491                 | 72.2%                                   |
|     |                            | 2,496                  |               |                       |                                         |
|     |                            | 注2) 457                |               |                       |                                         |
| 非木造 | 1,554                      | 893                    | 2,447         | 2,219                 | 90.7%                                   |
|     |                            | 228                    |               |                       |                                         |
|     |                            | 注2) 665                |               |                       |                                         |
| 合計  | 7,588                      | 3,846                  | 11,434        | 8,710                 | 76.2%                                   |
|     |                            | 2,724                  |               |                       |                                         |
|     |                            | 注2) 1,122              |               |                       |                                         |

注2) 昭和56年以前の住宅における耐震性は、徳島県耐震改修促進計画における耐震性の有無の割合を参考に算出している

#### ■目標

本町では、住宅耐震化の緊急性に鑑み、平成32年度末時点で耐震化率を100%とすることを目標とします。なかでも、特に倒壊の危険性の高い古い木造住宅の耐震化に取り組みます。

### 3-2. 特定建築物における耐震化率の現状と目標

本計画における特定建築物とは次のものをいう。

表 3-3 に示す建築用途で延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上かつ 3 階以上の建築物。

ただし、体育館（一般の用に供されるもの）は、延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上かつ 1 階建て以上の建築物となり、老人ホーム、老人福祉施設、学校等は、延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上かつ 2 階以上の建築物、幼稚園・保育所は延床面積が 500 m<sup>2</sup>以上かつ 2 階以上の建築物。

また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、面積・階数の規定なし。

沿道建築物は、緊急輸送道路及び避難路における道路を閉塞する恐れのある建築物。

#### ■現状

町内の特定建築物の棟数は 180 棟で、そのうち耐震性があると確認されている建築物は 125 棟あり、耐震化率は 69.4%となります。

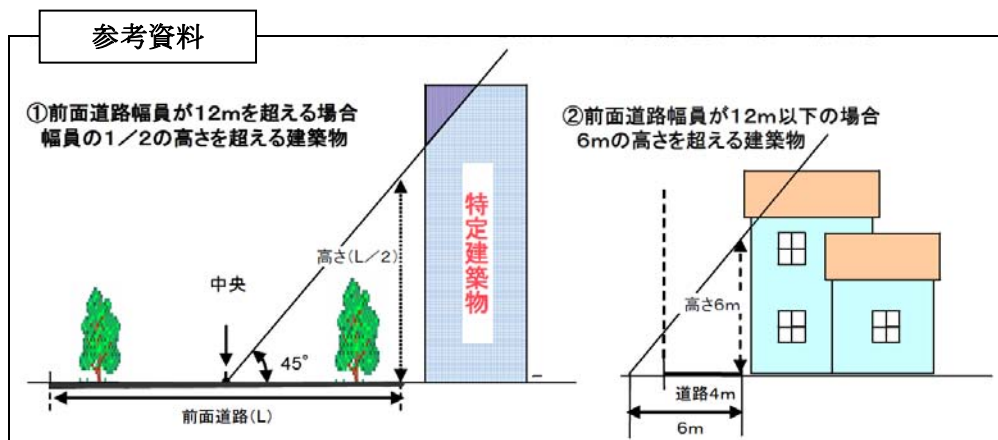
#### ■目標

本町では、特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす 3 用途の建築物（学校、病院、庁舎）及び公営住宅において、平成 32 年度末時点で耐震化率を 100%とすることを目標とし、特定建築物の所有者・管理者に対し、耐震改修を促していくこととします。

表3-2 特定建築物のうち、4用途の耐震化率の目標

| 建物用途 | 棟数<br>(平成24年度末) | 耐震性のある<br>建築物<br>(平成24年度末) | 耐震化率<br>(%)<br>(平成24年度末) | 耐震化の目標<br>(%)<br>(平成32年度末) |
|------|-----------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 学校   | 14              | 14                         | 100.0%                   | 100.0%(済)                  |
| 病院   | 6               | 5                          | 83.3%                    | 100.0%                     |
| 庁舎   | 1               | 1                          | 100.0%                   | 100.0%(済)                  |
| 公営住宅 | 6               | 6                          | 100.0%                   | 100.0%(済)                  |

注) 壁式構造の町営住宅については、壁式構造そのものの特性や県営住宅の調査を参考として、今回は耐震性があるものとして整理しています。今後詳細な耐震診断により改修を要すると判定されるものを含む可能性があります。



国土交通省 平成18年1月26日施行 改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要より  
図3-1 道路を閉塞する恐れのある建築物（右表の用途27に該当）

表3-3 藍住町内の特定建築物の現状

(平成24年度末時点)

| 用途                                               | 特定建築物の規模要件                      | 藍住町 |         |         |         |
|--------------------------------------------------|---------------------------------|-----|---------|---------|---------|
|                                                  |                                 | 棟数  | 耐震性有り   |         | 耐震化率(%) |
|                                                  |                                 |     | 1981年以前 | 1982年以降 |         |
| 1 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校            | 階数2以上かつ1,000㎡以上<br>※屋内運動場の面積を含む | 14  | 6       | 8       | 100.0%  |
| 2 上記以外の学校                                        | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 3 体育館(一般公共の用に供されるもの)                             | 階数1以上かつ1,000㎡以上                 | 1   | 0       | 1       | 100.0%  |
| 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 5 病院・診療所                                         | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 6   | 0       | 5       | 83.3%   |
| 6 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 7 集会場、公会堂                                        | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 2   | 0       | 0       | 0.0%    |
| 8 展示場                                            | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 9 卸売市場                                           | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 10 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗                       | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 3   | 0       | 2       | 66.7%   |
| 11 ホテル、旅館                                        | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 12 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿                          | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 40  | 6       | 26      | 80.0%   |
| 13 事務所                                           | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 14 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの         | 階数2以上かつ1,000㎡以上                 | 7   | 0       | 7       | 100.0%  |
| 15 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの       | 階数2以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 16 幼稚園、保育所                                       | 階数2以上かつ500㎡以上                   | 5   | 2       | 2       | 80.0%   |
| 17 博物館、美術館、図書館                                   | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 18 遊技場                                           | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 19 公衆浴場                                          | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 20 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの       | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 21 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗            | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 22 工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)                  | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 3   | 0       | 2       | 66.7%   |
| 23 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供する | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 24 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 0   | 0       | 0       | —%      |
| 25 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 | 1   | 0       | 1       | 100.0%  |
| 小 計                                              |                                 | 82  | 14      | 54      | 82.9%   |
| 26 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                        | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物    | 27  | 0       | 16      | 59.3%   |
| 小 計                                              |                                 | 27  | 0       | 16      | 59.3%   |
| 27 3号特定建築物                                       | 図3-1参照                          | 85  | 1       | 52      | 62.4%   |
| 小 計                                              |                                 | 85  | 1       | 52      | 62.4%   |
| 用途1-26までの特定建築物のうち、27と重複するものの重複処理                 |                                 | -14 | -1      | -11     |         |
| 合 計                                              |                                 | 180 | 14      | 111     | 69.4%   |

### 3-3. 防災上重要な町有施設における耐震化率の現状と目標

本町では、防災上重要な町有施設を、以下の6区分で位置付け、これらの施設の耐震化に取り組んでいきます。

#### 1. 指揮・情報伝達施設

⇒地震時に中枢機関として機能する施設

#### 2. 医療救護施設

⇒救護物資の供給や診療などが行われる施設

#### 3. 避難所指定施設

⇒地震時の避難所として指定されている施設

#### 4. 災害時要援護者が利用する施設

⇒高齢者や乳幼児などの災害時要援護者が利用する施設

#### 5. 災害応急対策活動を支援する施設

⇒人材や物資、ライフラインを供給する施設

#### 6. 多数の町民が利用する施設

⇒不特定多数の町民が一度に利用することが考えられる施設

#### ■現状

上記の町有施設の耐震化率は、概ね高い数値となっており、合計の耐震化率は87.7%となります。しかし公民館・集会所・武道館などの多数の町民が利用する施設においては耐震化率が低く、その数値は44.4%となります。

#### ■目標

本町では、これらの町有施設における旧耐震基準の建築物に対して、優先的に耐震化に努めることとし、平成32年度末時点で耐震化率を100%とすることを目標とします。

表3-4 防災上重要な町有施設の耐震化の現状

| 区分               | 施設数<br>(施設) | 棟数<br>(棟) | 耐震性<br>有り<br>(棟) | 耐震化率<br>(%) | 耐震化<br>実施中<br>(棟) | 要耐震化<br>(棟) | 耐震診断<br>を実施ま<br>たは予定<br>している<br>もの<br>(棟) | 改築予定<br>や廃止<br>(統合)等<br>あり方検<br>討中のも<br>の(棟) |
|------------------|-------------|-----------|------------------|-------------|-------------------|-------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 災害応急対策活動に必要な施設   |             |           |                  |             |                   |             |                                           |                                              |
| ①指揮・情報伝達施設       | 1           | 1         | 1                | 100.0%      | —                 | —           | —                                         | —                                            |
| ②医療救護施設          | 1           | 1         | 1                | 100.0%      | —                 | —           | —                                         | —                                            |
| ③避難所指定施設         | 6           | 34        | 34               | 100.0%      | —                 | —           | —                                         | —                                            |
| ④災害時要援護者が利用する施設  | 11          | 11        | 10               | 90.9%       | 0                 | 0           | 1                                         | 0                                            |
| ⑤災害応急対策活動を支援する施設 | 4           | 9         | 7                | 77.8%       | 0                 | 0           | 2                                         | 0                                            |
| ⑥多数の町民が利用する施設    | 9           | 9         | 4                | 44.4%       | 0                 | 0           | 0                                         | 5                                            |
| 合計               | 32          | 65        | 57               | 87.7%       | 0                 | 0           | 3                                         | 5                                            |



## 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### 4-1. 耐震診断・耐震改修に関わる基本方針

#### ～ 基本方針 ～

- 耐震化率の向上に関し、町内における重点地域、優先的に耐震化を図る建築物、地震発生時に通行を確保する道路を選定し、防災効果の高い計画的な耐震化を促進していきます。
- 建築物の所有者及び管理者が自らの問題として耐震化に意識的に取り組むことが不可欠であり、こうした所有者等の取り組みをできるだけ支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の活用等に努めます。

### 4-2. 藍住町が行う施策

本町では、県や各関係団体との連携を図りながら次のような施策に取り組めます。

#### 1. 計画的な耐震改修等の実施

- (1) 重点地域の選定
- (2) 優先的に耐震化を図る建築物の選定
- (3) 地震発生時に通行を確保する道路の選定

#### 2. 支援制度の活用

- (1) 費用の支援の実施
- (2) 耐震改修の実施期間における特定優良賃貸住宅の空家の活用
- (3) 家具転倒防止器具等取付支援事業

#### 3. 耐震化に関する総合的な安全対策

- (1) 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修
- (2) ガラスや外装タイル・天井材の落下防止対策の実施
- (3) 屋外広告物の落下防止対策
- (4) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発
- (5) エレベーターの閉じ込め防止対策
- (6) 県産木材による耐震シェルターや耐震建具の普及の促進

#### 4. 要緊急安全確認大規模建築物の所有者への情報提供及び相談体制の強化

#### 5. 意識啓発・知識の普及

- (1) 相談窓口の整備
- (2) 住民への情報提供
- (3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- (4) 地震ハザードマップの作成・公表
- (5) 自主防災組織、自治会等との連携に関する事項

### 4-3. 計画的な耐震改修等の実施

#### ①重点地域の選定

##### ■老朽化した木造住宅の密集する地域

- ・阪神・淡路大震災では、老朽化した木造住宅の密集する兵庫県神戸市長田区などにおいて甚大な被害が発生していることから、老朽化した木造住宅の密集する地域において、重点的に耐震化を推進していくこととします。

#### 昭和56年以前の木造住宅が特に多い地域（80棟以上）

住吉字逆藤、勝瑞字成長、矢上字原、矢上字春日、勝瑞字東勝地、矢上字安任、勝瑞字幸島、奥野字乾、徳命字元村、勝瑞字西勝地、勝瑞字正喜地

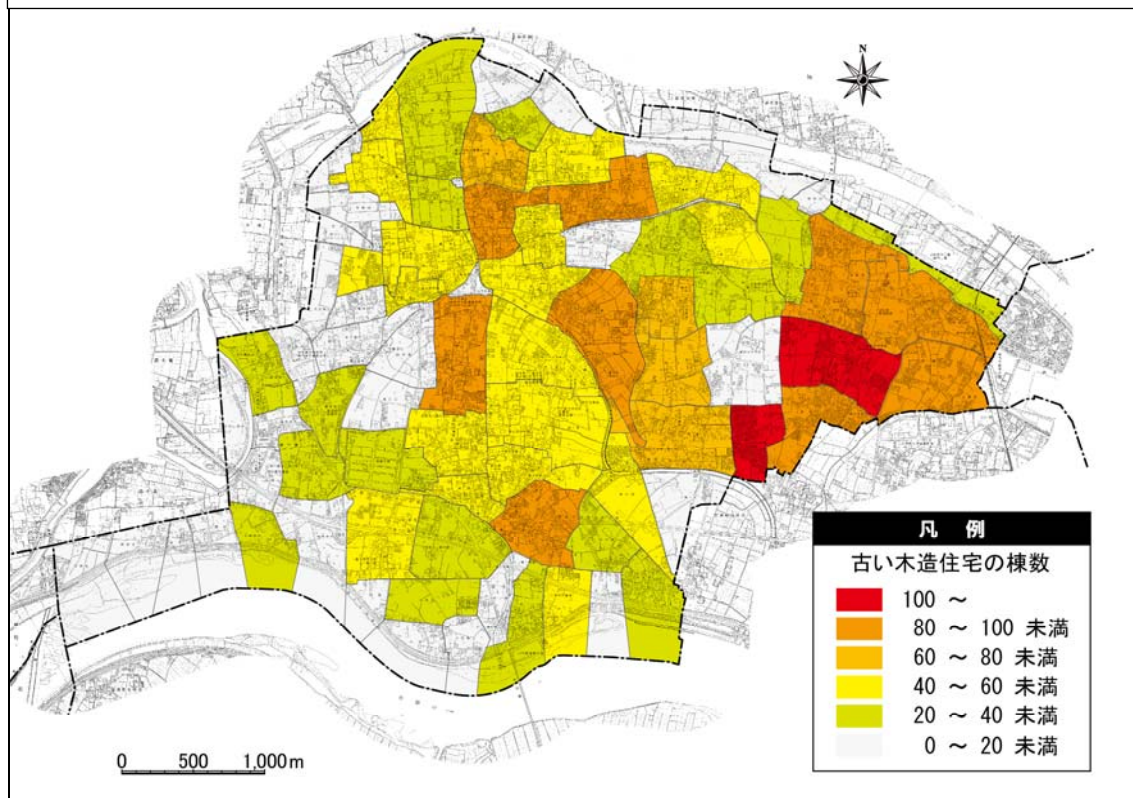


図4-1 昭和56年以前の木造住宅の棟数

## ②優先的に耐震化を図る建築物の選定

### 1. 特定建築物に該当する建築物

- 表 3-3 で示している「特定建築物」については、不特定多数の者が利用すること等、倒壊により大きな被害が発生すると予想されることから、官民の所有を問わず、建築物の早急な耐震化を目指します。
- 災害時に重要な機能を果たす「学校」「病院」「庁舎」「公営住宅」のうち、耐震化率 100%を達成していない「病院」については、特に優先して耐震化を促進していくこととします。

### 2. 防災上重要な町有施設

- 表 3-4 で示している「防災上重要な町有施設」については、地震時においても適切に機能するよう図るため、優先的に耐震化を図ることとします。

## ③地震発生時に通行を確保する道路の選定

- 本計画においては、地震発生時に通行を確保する道路として、徳島県地域防災計画（平成 24 年度版）において定められた「第 1 次緊急輸送道路」、「第 2 次緊急輸送道路」、藍住町地域防災計画（平成 25 年度版）において定められた「避難路」を重要路線とし、その沿道における道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化の促進を図ります。

表4-1 重要路線と道路を閉塞する恐れのある建築物の棟数

| 指定        | 路線名           | 区間             | 道路を閉塞する<br>恐れのある<br>建築物の棟数 |
|-----------|---------------|----------------|----------------------------|
| 第1次緊急輸送道路 | 徳島自動車道        | 町内全線           | 0                          |
|           | 主要地方道 徳島・引田線  | 町内全線           | 1                          |
|           | 主要地方道 徳島環状線   | 町内全線           | 2                          |
| 第2次緊急輸送道路 | 県道41号線(徳島北灘線) | 町内全線           | 5                          |
|           | 県道14号線(松茂吉野線) | 町内全線           | 41                         |
|           | 町道 江ノ口新居須線    | 乙瀬字北新田～徳命字新居須  | 10                         |
| 避難路       | 町道 奥野富吉線      | 徳命字西張～富吉字富吉    | 9                          |
|           | 町道 勝瑞中富線      | 勝瑞字東勝地～奥野字乾    | 11                         |
|           | 町道 竜池猪熊線      | 東中富字龍池傍示～奥野字猪熊 | 4                          |
|           | 町道 竹ノ瀬板西線     | 富吉字須崎～富吉字岸ノ下   | 2                          |

### 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

### 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、警察、市町村役場、地域の医療拠点及び広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

### 避難路

避難所への避難及び緊急輸送道路の補完において重要であり、地震発生時に通行を確保すべきとして藍住町地域防災計画にて位置付けられた道路



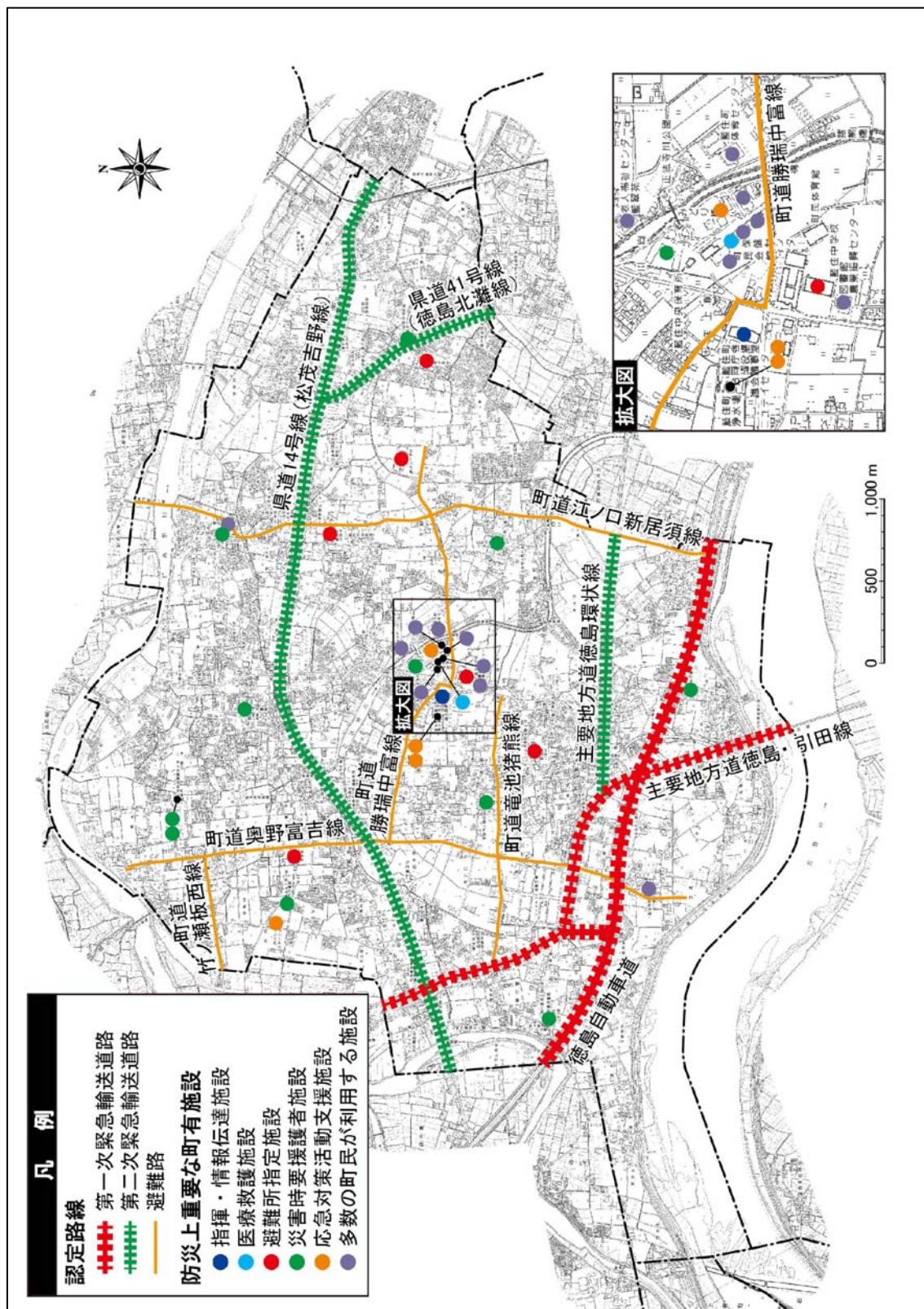


図4-2 防災上重要な町有施設と重要路線

## 4-4. 支援制度の活用

## (1) 費用の支援の実施

本町では、建築物の条件ごとに、国や県と協力して以下の費用支援策を活用します。

表4-2 藍住町における耐震化に関する費用の支援制度 (平成26年4月時点)

| ①藍住町木造住宅耐震診断支援事業(H17～) |    |                                     |
|------------------------|----|-------------------------------------|
| 耐震診断                   | 対象 | ・平成12年5月31日以前に着工した木造住宅              |
|                        |    | ・3階建てまで                             |
|                        |    | ・在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法(プレハブ、丸太組工法は除く) |
|                        |    | ・現在も居住している住宅(改修後居住する予定の住宅も含む)       |
| 費用                     |    | ・併用住宅、共同住宅、長屋、借家も含む                 |
|                        |    | ・40,000円(戸建の場合)                     |
| ・国、県、藍住町が37,000円を負担    |    |                                     |

| ②藍住町住まいの安全・安心なリフォーム支援事業(H23～) |    |                                                                                 |                   |
|-------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 耐震改修及び簡易な耐震補強工事               | 対象 | ・平成12年5月31日以前に着工した木造住宅                                                          |                   |
|                               |    | ・徳島県に登録された耐震診断員が実施し、徳島県木造住宅耐震化促進技術委員会の審査により認められた耐震診断で、「倒壊する可能性がある」(評点が1.0未満)のもの |                   |
|                               | 費用 |                                                                                 | ・工事費用(税込)の2/3以下   |
|                               |    |                                                                                 | ・53万3千円又は100万円が上限 |
| その他                           |    | ・耐震化と併せて行う省エネ化、バリアフリー化などのリフォーム工事も補助対象                                           |                   |
|                               |    | ・評点が1.0以上となる耐震工事については、補助金の上限が増額となる                                              |                   |

| ③住宅耐震改修促進税制(H18～) |     |                                                                       |                                          |
|-------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 所得税の特別控除制度        | 対象  | ・平成29年12月31日までに、評点1.0以上となる耐震改修工事を行った住宅の居住者                            |                                          |
|                   | 控除額 | ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅                                                |                                          |
| 固定資産税の減額措置        | 対象  | ・耐震改修工事に要した費用の10%相当額(20万円を上限)を所得税から控除                                 |                                          |
|                   |     | ・平成27年12月31日までに、評点1.0以上となる50万円超(H24年度中契約の工事なら30万円以上)の耐震改修工事を行った住宅の居住者 |                                          |
|                   | 控除額 |                                                                       | ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅                   |
|                   |     |                                                                       | ・翌年度分の固定資産税について1/2に減額(1戸当たり120㎡相当分までに限る) |

### ■耐震診断、耐震改修、安全・安心なリフォーム支援の実績

本町では、住宅の耐震性を向上させるため、耐震診断、耐震改修、住まいの安全・安心なリフォーム事業に対する支援を実施してきました。

地震発生時の被害を軽減するためには、減災効果の大きな建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります、本町では、耐震改修等に対する工事費補助を拡充し、今後も住宅の耐震化を促進するものとします。

表4-3 住宅の耐震化に関する支援事業の実績

| 事業名                 | 年度  |     |     |     |     |     |     |     |     |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                     | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 合計  |
| 木造住宅耐震診断支援事業        | 51  | 11  | 22  | 12  | 26  | 32  | 76  | 47  | 277 |
| 木造住宅耐震改修支援事業        |     | 2   | 5   | 4   | 2   | 2   | 5   | 5   | 25  |
| 住まいの安全・安心なリフォーム支援事業 |     |     |     |     |     |     | 1   | 4   | 5   |

### (2) 耐震改修の実施期間における特定優良賃貸住宅の空家の活用

耐震改修の認定を受けた住宅に居住している者が、その工事の期間中に仮住居を探すことが困難な場合においては、徳島県知事の承認を得て、徳島県内の3か月以上空家となっている特定優良賃貸住宅に入居できることとします（耐震改修促進法第5条第3項第4号に基づく）。

### (3) 家具転倒防止器具等取付支援事業

家具の転倒防止は、建築物の耐震化等に比べ、安価で、かつ効果の高い地震対策とされています。

本町では、家具の転倒防止器具等の取付けを行う世帯に対し、予算の範囲内において、その器具の購入及び取付け費用の一部を補助しています。

#### 対象

・藍住町に住所を有する世帯のうち、居住し、かつ藍住町における町税及び介護保険料の滞納がない世帯

#### 補助金額

・取付けに要する費用の1/2（上限：15,000円）

#### その他

・家具転倒防止器具等取付講習受講事業者等が取付け工事を施工した場合に限る



## 4-5. 耐震化に関する総合的な安全対策

地震の揺れによる被害を減少するためには、構造物を含めた総合的な耐震化が必要となります。本町では、建築物の耐震診断・耐震改修と併せて、以下の安全対策も県と連携して取り組みます。

### (1) 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修

地震によりブロック塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、道路が閉塞され、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性があります。

県では、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に、災害に強いまちづくりの促進としてブロック塀等の対策を位置付けていることから、基準に合わないブロック塀等を調査し所有者に対して改善指導を行っています。

本町はこれをより促進させるため、県と協力して、転倒防止対策の推進に努めることとします。

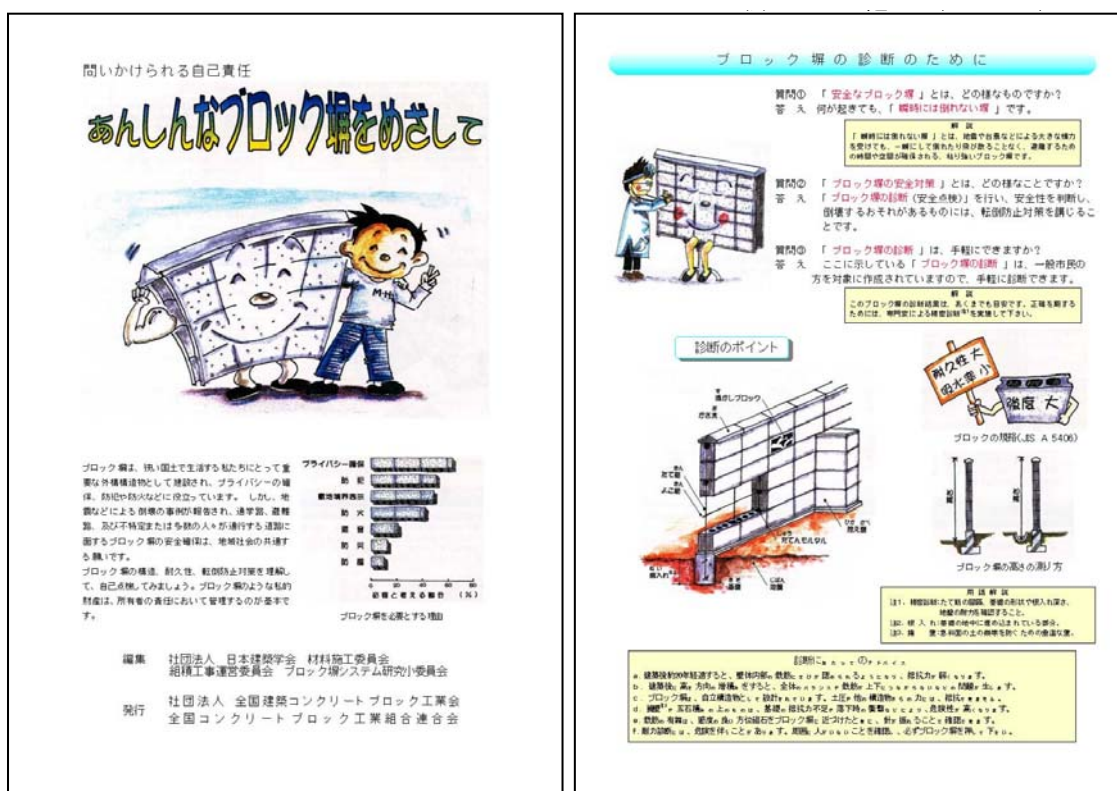


図4-3 ブロック塀の診断改修手法等

**(2) ガラスや外装タイル・天井材の落下防止対策**

3 階以上の建築物で道路に面した部分について、地震時に落下の可能性のある窓ガラスや外装タイル等の落下防止対策等の啓発を行います。

また、天井材についても、平成 23 年 3 月の東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことを受け、建築基準法に基づく新しい技術基準が平成 26 年 4 月 1 日に施行されたことから、基準に適合しない建築物の所有者・管理者に対し啓発を行っていきます。

**(3) 屋外広告物の落下防止対策**

広告物掲出許可時点・講習会等の機会をとらえ、適切な設計・施工、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意を喚起します。

**(4) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発**

住宅内での安全性を確保する為、「家具転倒防止器具等取付支援事業」などを活用しながら、家具類の転倒防止対策や安全な家具の普及啓発を実施します。

また、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を活用する場合においては、高さ 1.5m 以上の家具の固定を必須条件とするなど、家具の転倒防止対策を推進していきます。

**(5) エレベーターの閉じ込め防止対策**

平成 21 年 9 月 28 日施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、P 波感知型地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められるようになりました。そこで、重要度・緊急度の高い建築物から、既設エレベーターの改修について注意を喚起します。

また、パンフレット等により、建築物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の手順等の情報を提供します。

**(6) 県産木材による耐震シェルターや耐震建具の普及の促進**

県産木材による耐震シェルターや耐震建具を使用した改修工法の普及を行います。

#### 4-6. 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なものは、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震改修促進法附則第3条第1項に基づき、耐震診断が義務化されています。

当該建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を「平成27年12月31日」までに県に報告しなければなりません。

また、報告を受けた県は、同条第3項に基づき、当該報告の内容を公表しなければならないとなっています。

町では、県と連携しながらこれらの耐震化対策が円滑に行われるよう、所有者に対して支援制度の情報提供に努めるとともに、耐震診断の基準や改修の工法等についての必要な相談に応じられる体制の強化を図ります。

## 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

## 5-1. 相談窓口の整備

本町では、耐震診断・改修の住民の相談に対応するため、藍住町総務課において随時相談を受け付け、耐震診断・改修やそれに伴う支援制度の紹介等を行います。

また、徳島県建築士会及び徳島県建築士事務所協会において、建築士などの建築構造の専門スタッフによる相談会を定期的を開催します。

さらに、耐震診断が義務付けとなる非木造建築物については、日本建築構造技術者協会四国支部において随時相談を受け付けます。

表5-1 相談窓口の一覧

| 耐震診断・耐震改修の窓口一覧            |                                                          |                                             |
|---------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 藍住町の担当窓口                  |                                                          |                                             |
| 藍住町総務課                    | 088-637-3111                                             |                                             |
| 県の担当窓口                    |                                                          |                                             |
| 徳島県県土整備部住宅課<br>建築指導室耐震化担当 | 088-621-2598                                             |                                             |
| 耐震リフォーム相談所                |                                                          |                                             |
| 徳島県建築士会                   | 088-653-7570                                             | 相談日：毎週金曜日<br>午後1時から5時まで                     |
| 建築物耐震相談所                  |                                                          |                                             |
| 徳島県建築士事務所協会               | 088-652-5862                                             | 相談日：毎週水曜日<br>午後1時から5時まで                     |
| 耐震診断等に関する相談窓口             |                                                          |                                             |
| 日本建築構造技術者協会<br>四国支部       | (FAX)088-622-8978<br>(MAIL) ytkozo@<br>mb.infoeddy.ne.jp | 対象：耐震診断が義務付けとなる<br>非木造建築物<br>申込方法：専用申込用紙による |

## 5-2. 住民への情報提供

本町では、町民の防災意識向上を目指し、引き続きホームページや広報誌等を用いて耐震診断・改修の啓発を行うとともに、次のような周知活動を実施します。

1. 藍住町ホームページや広報誌等での周知活動
2. 改修の優良事例等を紹介するセミナー・講習会の開催とその周知
3. イベントへの出展
4. 寄り合い防災講座の開催
5. 戸別訪問による支援制度の普及啓発や耐震相談の実施

### 耐震改修工事によくある質問

住民の皆さんからよくお問い合わせのある耐震改修工事について御説明します。

#### ●耐震改修工事とは

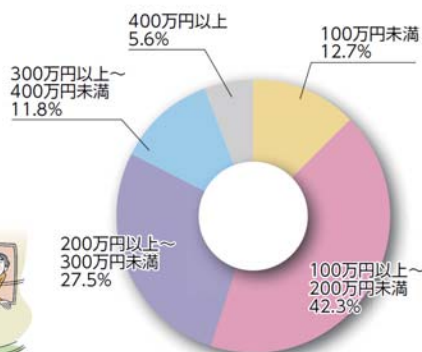
地震が起きても建物が倒れにくくなるよう基礎や壁の補強、劣化箇所の取り替えなどを行う工事です。町では、耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い(評点0.7未満)」と診断された木造住宅を「一応倒壊しない(評点1.0以上)」とする耐震改修工事に対し、補助金を交付しています。

※制度については下記参照

#### ●工事費用はいくらかかるの？

耐震改修工事費用は、全国的に見てみると、100～200万円の工事が多く見られます。また、下の計算式からおおよその耐震改修工事費を算出することができます。

(財日本建築防災協会 木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務より)



**耐震改修工事費(円) = 27,000 × (耐震改修後の目標評点 - 耐震改修前の評点) × 延べ床面積 (㎡)**

※例えば、延べ床面積が100㎡で耐震診断の結果、評点が0.5である木造住宅を耐震改修工事により評点を1.0にする場合、耐震改修工事費の目安は、

**27,000 × (1.0 - 0.5) × 100 = 1,350,000円** となります。

※住宅の状態や工事内容により、上記の算出方法による金額とは異なる場合がありますので、御注意ください。

#### ○藍住町木造住宅耐震改修費補助金交付事業

- 1 耐震改修の対象となる木造住宅  
「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅
- 2 補助金  
工事費の2/3(上限額は60万円)
- 3 今年度予定改修戸数  
15戸(先着順)
- 4 申込期限  
平成26年1月31日まで  
ただし、3月25日までにしゅん工し、完了報告書が提出できる工事に限ります。

木造住宅の耐震化事業について、御不明な点がございましたら、総務課危機管理室までお問い合わせください。

なお、今回掲載した木造住宅耐震化事業には、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」もあります。この事業内容については、次号にて詳しく掲載する予定です。





### 5-3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

現在では、既存の建築物をリフォームして再活用しようとする動きが活発化しており、リフォーム時において建築物の耐震化を促していくことが有効です。

本町では「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を実施しており、耐震化工事を含む住宅の省エネ化・バリアフリー化などのリフォーム工事等に対し補助をしています。今後も、リフォームにあわせた有効的な耐震改修が行われるよう、誘導していきます。

#### 事例1

【住まいの安全・安心なリフォーム支援事業事例】

##### 基礎補強・土間 床組補強・劣化部分改修

**建物概要**  
木造2階建 築42年  
延べ床面積 108㎡  
(32.6坪)

**工事内容**  
基礎には鉄筋が入っており、多数のひび割れがあったため基礎の外周部に鉄筋コンクリートの基礎を増し打ちして補強を行いました。  
和室の床が傾斜していたので、土間を鉄筋コンクリートで補強して床組を改修し、劣化部分の改修も行いました。



① 土間 床組補強  
② 浴室ひび割れ補修  
③ 家具固定  
④ 基礎補強

基礎に多数のひび割れが  
見受けられる。エポキシ  
樹脂注入よりも基礎自体  
を補強することにしました。

ポイント！  
基礎補強工事  
※配筋は丁寧に！  
アンカー等で既存の基礎と確実に一体化！

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 工事費  | 総工事費 1,500,000円<br>補助対象工事 150万円<br>補助金受給額 県 40万円 |
| 工事期間 | 約1ヶ月                                             |
| 耐震効果 | 0.23点アップ<br>改修前 0.55点 改修後 0.78点                  |

#### 事例6

【住まいの安全・安心なリフォーム支援事業事例】

##### 評点1.0以上へ耐震化・リフォーム

**建物概要**  
木造2階建 築35年  
延べ床面積 166㎡  
(50.3坪)

**工事内容**  
建物の老朽化が目立ち耐震性に問題があった住宅を高齢の夫婦がこれからは安心して暮らせるように本格的な耐震工事をしました。家の耐震性能により評価が1.0以上に改修されました。併せて玄関部分の段差解消工事をおこない、広くとることで、ご近所の人達とのコミュニティの場となるようにしました。



① 耐震壁補強  
② 壁補強・基礎新設  
③ 内装リフォーム  
④ 家具固定

1階平面 2階平面

ポイント！  
耐震壁補強工事  
基礎を増し打ちし耐震壁を増設  
耐震金物で接続

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 工事費  | 総工事費 3,700,000円<br>補助対象工事 370万円<br>補助金受給額 県 40万円 |
| 工事期間 | 3ヶ月                                              |
| 耐震効果 | 0.68点アップ<br>改修前 0.38点 改修後 1.06点                  |

#### 事例13

【住まいの安全・安心なリフォーム支援事業事例】

##### 耐震シェルターの設置・間取り変更

**建物概要**  
木造2階建 築41年  
延べ床面積 107㎡  
(32.3坪)

**工事内容**  
建物が玉石基礎のため建物全体で耐震性を適合させるのが難しかったので、寝室に耐震シェルターを設置し地震にそなえる事にしました。あわせて、水廻りを集約しコンパクトに生活出来るように間取りを変更しました。



① 耐震シェルター設置  
② ユニットバス設置  
③ 内装リフォーム  
④ キッチンリフォーム

ポイント！  
寝室へ耐震シェルターを  
設置して地震に備える

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 工事費  | 総工事費 3,730,000円<br>補助対象工事 350万円<br>補助金受給額 県 40万円 + 市 10万円 |
| 工事期間 | 約1ヶ月                                                      |
| 耐震効果 | —<br>改修前 0.40点 改修後 0.40点                                  |

#### 事例14

【住まいの安全・安心なリフォーム支援事業事例】

##### 耐震ベッドの設置・劣化部分改修

**建物概要**  
木造2階建 築41年  
延べ床面積 107㎡  
(32.3坪)

**工事内容**  
建物全体を補強するには多額の費用がかかるため、耐震時はもちろん日中に地震が起きた時でもすぐに逃げ込めるよう、一日のほとんどを過ごすリビングに耐震ベッドを設置しました。あわせて、劣化していた居間の壁を同時に塗り替えました。



① 耐震ベッド設置  
② 壁塗り替え  
③ 家具固定

ポイント！  
費用をおさえて地震にそなえる

|      |                                                        |
|------|--------------------------------------------------------|
| 工事費  | 総工事費 860,000円<br>補助対象工事 86万円<br>補助金受給額 県 40万円 + 市 10万円 |
| 工事期間 | 約2週間                                                   |
| 耐震効果 | 耐震ベッド設置<br>改修前 0.40点 改修後 0.40点                         |

図5-2 住まいの安全・安心なリフォーム事例集の一例

## 5-4. 地震・津波ハザードマップの作成・公表

本町では、住民の防災意識向上と、被害の抑制のために、地震・津波ハザードマップを作成し、南海トラフ巨大地震の揺れ・液状化・津波の被害予想、避難所などの情報を整理しました。

これらのマップを町ホームページで公表するとともに、各町有施設にて掲示するなど、町民に広く普及していくことに努めます。

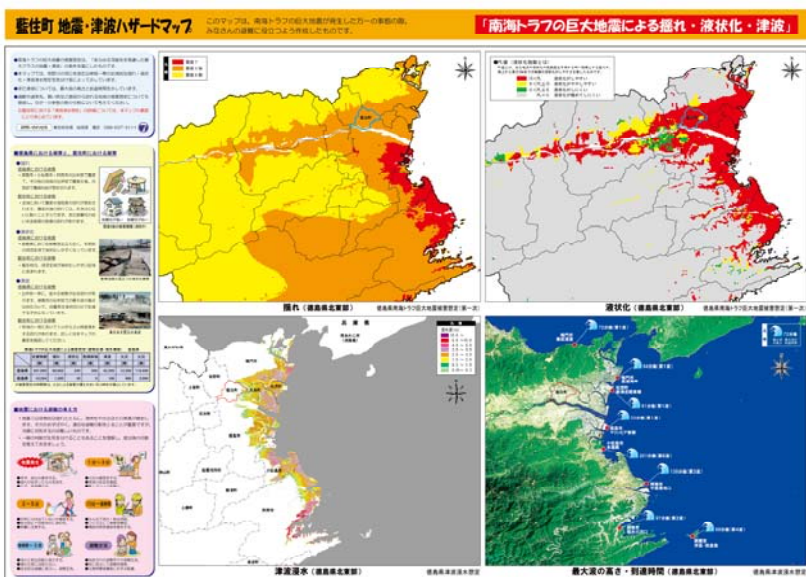


図5-3  
地震・津波ハザードマップ  
(揺れ・液状化・津波)

図5-4  
地震・津波ハザードマップ  
(津波)



## 5-5. 自主防災組織、自治会等との連携に関する事項

町及び県から発信する耐震化の啓発に加え、自主防災組織や自治会ごとに住民の連携を深め、建築物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要です。

そこで本町では、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を指導・支援していきます。

## 第6章 建築基準法による勧告または命令等についての事項

## 6-1. 徳島県による特定建築物の所有者・管理者への指導等の実施

県では、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者・管理者に対し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等を実施しています。

表6-1 徳島県による指導等の概要と根拠法令

| 区分    | 概要                                                                                                                                       | 根拠法令    |                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指導・助言 | 建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。                                                                         | 耐震改修促進法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12条第1項（附則第3条第3項で準用する場合も含む）</li> <li>・第15条第1項</li> <li>・第16条第2項</li> <li>・第27条第1項</li> </ul> |
| 指示    | 相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、建築物の所有者に対し、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。                                                         |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12条第2項（附則第3条第3項で準用する場合も含む）</li> <li>・第15条第2項</li> <li>・第27条第2項</li> </ul>                   |
| 公表    | 相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物の所有者の名称を公表します。                                                                                       |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12条第3項（附則第3条第3項で準用する場合も含む）</li> <li>・第15条第3項</li> <li>・第27条第3項</li> </ul>                   |
| 勧告    | 建築物の所有者の名称を公表したにもかかわらず、相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、建築物の所有者に対し、相当の猶予期間をつけ、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。 | 建築基準法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項</li> </ul>                                                                               |
| 命令    | 相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、建築物の所有者に対し、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。      |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2項</li> <li>・第3項</li> </ul>                                                                 |

## 第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

### 7-1. 関係団体による協議会の設置、協議会の事業の概要

#### (1) 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会

県では「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しています。本町は、県、各市町村、徳島県建築士会及び徳島県建築士会事務所協会をはじめ、各関係団体との連携を深め、引き続き積極的な建築物の耐震化を推進していきます。協議会の具体的な事業は以下のとおりです。

1. 耐震化促進に関する施策の調整等に関わること
2. 耐震化促進に関する普及・啓発に関すること
3. 耐震化促進に係る県、市町村の相互支援の体制整備に関すること
4. 建築物耐震技術者の養成に関すること
5. 防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること
6. 情報収集等に関すること
7. その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

#### (2) とくしま地震防災県民会議

平成24年3月に示された「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に基づき、「とくしま地震防災県民会議」が設置されました。これにより、県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行い、県民運動を展開していくこととしています。



## 7-2. 地震保険への加入促進

地震保険への加入率は、我々の地震に対する考え方及び地震に対する備えを数値化したものと考えることができ、県民の地震に対する意識を伺うことができます。

徳島県の地震保険加入状況を見ると、表7-1のとおり、地震保険の世帯加入率は24.3%で全国16位となります。一方、火災保険への付帯率で見ると、69.5%で全国4位となります。

以上から、南海トラフ巨大地震への懸念等もあり、県民の意識は比較的高いものであると考えられます。

災害時に倒壊した家屋により発生する経済的な負担は多額のものになるため、町民各自が地震保険に加入することで各々の財産を守る必要があるほか、地震に対する意識の向上を図る上でも重要だと考えます。

表7-1 都道府県別の地震保険加入率

| 都道府県 | 火災保険への付帯率 | 順位  | 世帯加入率 | 順位  |
|------|-----------|-----|-------|-----|
| 北海道  | 49.7%     | 39位 | 20.8% | 28位 |
| 青森   | 57.7%     | 21位 | 16.9% | 37位 |
| 岩手   | 61.4%     | 13位 | 16.3% | 39位 |
| 宮城   | 83.5%     | 1位  | 43.5% | 1位  |
| 秋田   | 63.2%     | 9位  | 15.3% | 43位 |
| 山形   | 56.1%     | 25位 | 15.8% | 40位 |
| 福島   | 64.8%     | 8位  | 22.2% | 22位 |
| 茨城   | 57.4%     | 23位 | 22.9% | 19位 |
| 栃木   | 55.4%     | 28位 | 20.7% | 30位 |
| 群馬   | 47.8%     | 41位 | 15.4% | 42位 |
| 埼玉   | 55.2%     | 29位 | 26.6% | 10位 |
| 千葉   | 53.7%     | 32位 | 29.7% | 6位  |
| 東京   | 53.9%     | 30位 | 33.2% | 3位  |
| 神奈川  | 55.6%     | 26位 | 31.3% | 4位  |
| 新潟   | 57.6%     | 22位 | 18.0% | 35位 |
| 富山   | 47.5%     | 44位 | 16.8% | 38位 |
| 石川   | 50.8%     | 37位 | 21.7% | 24位 |
| 福井   | 52.1%     | 34位 | 20.8% | 28位 |
| 山梨   | 61.6%     | 11位 | 26.2% | 11位 |
| 長野   | 47.0%     | 45位 | 15.2% | 44位 |
| 岐阜   | 68.8%     | 7位  | 30.0% | 5位  |
| 静岡   | 59.5%     | 16位 | 26.9% | 9位  |
| 愛知   | 69.5%     | 4位  | 37.1% | 2位  |
| 三重   | 62.4%     | 10位 | 25.8% | 14位 |
| 滋賀   | 50.3%     | 38位 | 22.3% | 21位 |
| 京都   | 47.7%     | 42位 | 23.5% | 18位 |
| 大阪   | 53.9%     | 30位 | 27.3% | 8位  |
| 兵庫   | 48.4%     | 40位 | 21.2% | 26位 |
| 奈良   | 58.0%     | 19位 | 24.0% | 17位 |
| 和歌山  | 55.5%     | 27位 | 21.6% | 25位 |
| 鳥取   | 57.8%     | 20位 | 19.3% | 33位 |
| 島根   | 52.3%     | 33位 | 12.7% | 45位 |
| 岡山   | 47.7%     | 42位 | 18.0% | 35位 |
| 広島   | 61.6%     | 11位 | 26.0% | 13位 |
| 山口   | 51.9%     | 35位 | 19.6% | 32位 |
| 徳島   | 69.5%     | 4位  | 24.3% | 16位 |
| 香川   | 60.4%     | 14位 | 26.2% | 11位 |
| 愛媛   | 58.6%     | 18位 | 20.2% | 31位 |
| 高知   | 81.7%     | 2位  | 22.4% | 20位 |
| 福岡   | 59.8%     | 15位 | 29.3% | 7位  |
| 佐賀   | 41.5%     | 46位 | 15.7% | 41位 |
| 長崎   | 37.7%     | 47位 | 12.2% | 46位 |
| 熊本   | 58.9%     | 17位 | 25.2% | 15位 |
| 大分   | 57.2%     | 24位 | 19.1% | 34位 |
| 宮崎   | 71.0%     | 3位  | 20.9% | 27位 |
| 鹿児島  | 69.3%     | 6位  | 22.1% | 23位 |
| 沖縄   | 50.9%     | 36位 | 12.2% | 46位 |
| 全国平均 | 56.5%     |     | 26.0% |     |

※日本損害保険協会より

## ※火災保険への付帯率

・2012年度中に契約された火災保険（住宅物件）のうち地震保険が付帯されている割合

## ※世帯加入率

・地震保険の契約件数（2011.3末現在）を住民基本台帳に基づく世帯数（2011.3末現在）で除した数値